

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
令和 8（2026）年度事業計画

令和 8 年 3 月 2 7 日
令和 7 年度第 3 回理事会承認

1. 策定の背景と基本認識

- 我が国における急速な少子化・人口減少の進行は、高等教育機関全体に大きな影響を及ぼしており、ソーシャルワーク専門職養成を担う本連盟の会員校においても、入学者確保や経営の持続可能性をめぐり、極めて厳しい状況が続いている。
- こうした環境下において、本連盟も極めて厳しい財務状況となっており、従来型の事業を既存の枠組みのまま継続するだけでは、会員校および本連盟の持続可能性を確保することは困難である。本連盟には、全国組織としての強みを最大限に活かしつつ、ソーシャルワーク専門職養成教育の質保証を通じた社会的信頼の獲得、将来の入学者層（高校生等）への早期アプローチ、さらには新たな財源の確保に向けた戦略的な転換が求められている。
- 令和 8（2026）年度は、これまでの事業を維持・継続する段階から、組織運営・事業実施・財務構造の見直しと再構築を図り、本連盟の持続可能性を確保する「改革年」と位置付け、これまで築いてきた基盤のうち「維持すべき事項」を明確にしたうえで、事業実施体制や組織運営の在り方を抜本的に見直し、「強化すべき事項」において新たな展開を図る転換期として位置付ける。
- なお、本計画は、令和 7（2025）年度事業の実施状況および財務状況を踏まえ、課題と成果を整理した上で策定したものである。

2. 重点方針

（1）維持すべき事項：教育の質保証と全国組織としての基盤・存在価値

- ① ソーシャルワーク専門職養成教育における教育水準および質保証機能を堅持・高度化し、社会的信頼を確保する。
- ② 教員講習、全国社会福祉教育セミナー、全国統一模擬試験等、全国組織として不可欠な基幹事業を安定的に実施する。
- ③ 政策動向や制度改正への対応、関係省庁・関係団体との連携を通じ、ソーシャルワーク専門職養成をめぐる制度的基盤を支える役割を引き続き果たす。

(2) 強化すべき事項：組織構造改革と新たな価値・収益の創出

- ① 定款を変更し、新たに「事業者会員」制度を創設する。
- ② 事業実施体制および事務局組織の再編を行い、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。
- ③ 会員校及び社会福祉士・精神保健福祉士を雇用する事業者等（ソーシャルワーク実習の受入れ体制のある事業者等）、学生等を有機的につなぐインターンシップ・キャリア形成支援の情報基盤の整備及び人材育成支援の仕組みを構築する。
- ④ 全国組織としての影響力を活かし、少子化・研究基盤の脆弱化、国際的議論への対応の必要性等、ソーシャルワーク教育を取り巻く構造的変化を踏まえ、国際的視座に基づいてソーシャルワーク教育・研究を整理・検討する体制を強化するため、科学研究費補助金等の外部資金獲得が可能な体制を整備するとともに、その中核として「ソーシャルワーク国際研究所（仮称）」を設置する。
- ⑤ 各事業の収益性を意識した運営を行い、財務の健全化を図る。

3. 法人運営

- (1) 総会の開催（1回以上、オンラインを基本とする）
- (2) 理事会の開催（2回以上、オンラインを基本とする）
- (3) ブロック運営委員長会議の開催（1回以上）
- (4) 業務執行理事会の開催（適宜）
- (5) その他、法人運営に必要な事項

4. 事業計画

(1) ソーシャルワーク専門職養成教育の質保証と高度化【維持】

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会（法定講習）の企画・実施
- ② 会員校教員、学生、社会福祉法人等事業所現任者等を対象とした研修の企画・実施
- ③ 全国社会福祉教育セミナーの企画・実施
- ④ 専門職資格制度、教育課程認定事業等、ソーシャルワーク教育内容・教育課程に関する検討
- ⑤ 災害時における教育機会の確保および災害ソーシャルワーク教育体制に関する検討
- ⑥ 教材・広報媒体等の開発および発行

⑦ 教育・人材動向に関するデータの収集・分析

(2) 学生・国家試験受験予定者への支援【維持＋強化】

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験の実施
- ② 国家試験受験対策講座の実施（教材の作成・出版含む）
- ③ SNS等を活用した受験生応援・情報発信事業
- ④ 模擬試験受験者を対象とした進路意向調査の実施

(3) 入学者確保に向けた広報・リクルート戦略【強化】

- ① 高校生等へ向けたソーシャルワークの魅力発信コンテンツの制作・配信
- ② 教育の質保証を前面に打ち出した広報戦略の再構築
- ③ 会員校の取組と連動した全国的な広報・情報発信

(4) 会員校学生のインターンシップ・キャリア形成支援情報基盤の整備【強化】

- ① 事業者会員制度の創設（定款変更）により、**社会福祉士・精神保健福祉士を雇用する事業者等（ソーシャルワーク実習の受入れ意向のある事業者等）**と連携し、インターンシップ等のキャリア支援教育を起点とした学生への情報提供及び会員校における実習教育支援に資する情報連携の仕組みの構築
- ② 上記①の取組を通じ、会員校学生のキャリア形成支援の充実を図るとともに、高校生等に対する福祉の仕事の魅力発信

(5) 国際的視座に基づくソーシャルワーク教育の展開および研究基盤の構築【強化】

- ① 国際的視座に基づく研究・情報発信・人材育成を推進するための「ソーシャルワーク国際研究所（仮称）」の設置
- ② 同研究所を基盤とした補助金・助成金等の外部研究資金の獲得
- ③ 全国組織としての影響力を活かした国際的議論への参画および発信力の強化
- ④ 国際的なソーシャルワーク教育・研究ネットワークとの連携強化
- ⑤ 国際動向に関する情報収集および国内への還元

(6) 事務局機能・組織運営体制の再編【強化】

- ① 事務局組織の再編による意思決定プロセスの迅速化および事務局スタッフの役割分担・権限の再整理
- ② 企画立案力および収益性を意識した事業運営体制の構築と収益力を高める

ための営業及び広報の強化

- ③ ガバナンスおよびコンプライアンスの確保
- ④ 業務量・事業規模を踏まえた執行体制の適正化

(7) その他

- ① 会員校への共益的事業の実施

5. 事業実施体制

業務執行理事会を中心に、各事業の目的・進捗・成果を適切にモニタリングし、必要に応じて柔軟な見直しを行いながら、令和8（2026）年度事業計画を着実に遂行するものとする。

注記） インターンシップについては、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の三省が共同で以下通知（令和4年6月13日改正）を発出しており、「大学等におけるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組（以下、「キャリア形成支援に係る取組」という。）は、大学等での学修と社会での経験を結びつけることで、学修の深化や学習意欲の喚起、職業意識の醸成などにつながるものであり、その教育的効果や学生のインターンシップを始めとするキャリア形成支援における効果が十分に期待できる重要な取組である」という見解を示している。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf

以上